

1. 島根県沖合海面におけるあわび漁業の許可の制限措置

あわび漁業	制限措置	漁業種類	あわび漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	[操業区域(1)]漁業者の数 0名 [操業区域(2)]漁業者の数 1名 [操業区域(3)]漁業者の数 0名
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	(1)江津市渡津町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。) (2)浜田市原井町及び瀬戸ヶ島町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。) (3)浜田市長浜町及び熱田町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。)
		漁業時期	12月1日から翌年9月30日まで
		漁業を営む者の資格	江津市又は浜田市に住所を有する個人漁業者

2. あわび漁業の許可または起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月5日 から 令和5年12月11日 まで

3. 島根県沖合海面におけるなまこ漁業の許可の制限措置

なまこ漁業	制限措置	漁業種類	なまこ漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	[操業区域(1)]漁業者の数 0名 [操業区域(2)]漁業者の数 1名 [操業区域(3)]漁業者の数 0名
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	(1)江津市渡津町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。) (2)浜田市原井町及び瀬戸ヶ島町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。) (3)浜田市長浜町及び熱田町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。)
		漁業時期	9月1日から翌年4月30日まで
		漁業を営む者の資格	江津市又は浜田市に住所を有する個人漁業者

4. なまこ漁業の許可または起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月5日 から 令和5年12月11日 まで